

奨学金制度の充実及び教育費負担の軽減を求める意見書

奨学金利用者は年々増加し、現在、大学生の5割超、大学院生の6割超が何らかの奨学金を利用している。その背景には、大学の授業料の値上げが繰り返され、我が国の学費が世界で最も高い水準になっていること、また、経済の悪化や雇用制度の変化に伴い非正規労働者が勤労者の4割を占めるようになり、親の経済力が低下し、家庭における教育費負担がかつてないほど重くなっていることから、奨学金に頼らなければ学業を続けられない学生が多数を占めるようになっている実態がある。

また、近年、貸与者数及び貸与金額が増加を続ける一方で、学生の就職難や非正規労働の増加、低賃金などから、卒業後も生活に苦しみ、奨学金の返還ができない若者が急増し、その数は33万人にも及んでいる。はじめから安定した収入を得て返済するという奨学金制度の前提が、今では大きく崩れているといわざるを得ない。

わが国の公的な奨学金制度の中心である独立行政法人日本学生支援機構による奨学金は、貸与型の奨学金制度であり、その貸与金額の7割超が年3%を上限とする利息付の奨学金(第2種奨学金)となっている。同機構は返還期限の猶予や減額返還などの制度を設けているが、適用の要件が厳しく、民間債権回収会社による過酷な債権回収などが社会問題ともなっている。

さらに、OECD加盟国34カ国のうち、半数近くの国は大学の授業料は無償で、32カ国に公的な奨学金制度がある。大学の授業料が有償で、かつ国による給付型奨学金制度がないのは日本だけであり、持続可能な社会のために世代を超えて若者を社会全体で支援し、少子・高齢化や人口減少、地方の衰退に歯止めをかける上で、極めて重要な課題となっている。

よって、国においては、学習意欲と能力のある若者が家庭の経済状況にかかわらず進学し、安心して学業に専念できる環境を作るため、次の事項について十全の対応をとるよう強く要望する。

- 1 国として速やかに、大学等における新たな制度運営を前提とした給付型奨学金制度の導入と、高等学校等を含めた制度の拡充を図ること。
- 2 無利子奨学金の充実、延滞金制度の加算利息の引き下げ、返還猶予、返還免除、減額返還等の救済制度の周知と拡充など、現在の貸与型奨学金制度の改善を図ること。
- 3 大学等の学費の引き下げや授業料減免制度を充実し、高等教育の学費の引き下げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年6月23日

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山崎正昭様
内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	高市早苗様
財務大臣	麻生太郎様
文部科学大臣	馳浩様
厚生労働大臣	塩崎恭久様
内閣府長官	菅義偉様

いわき市議会議長 根本 茂